

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝霞市は個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

埼玉県朝霞市長

公表日

令和8年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税関係事務
②事務の概要	<p><概要> 地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を用いた以下の事務を取り扱う。 住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書等の課税資料を収集し、個人住民税の計算・賦課決定を行い、通知する。賦課決定に際し、又は賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定又は賦課更正を行う。 また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。</p> <p><特定個人情報ファイルを取り扱う業務> ①納税義務者からの申告及び給与支払者等による報告、届出等による課税管理業務 ②納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理業務</p> <p><事務処理の流れ> ①納税義務者からの申告及び給与・年金支払者等による報告、届出等を受け付け内容確認 ②賦課に必要な情報(生活保護関係情報等)を照会し取得 ③住民登録が無い場合、情報を住基ネット経由で取得 ④他自治体からの調査回答、朝霞市より他自治体へ税務調査実施 ⑤個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ⑥住民登録外の課税に伴う他自治体への通知 ⑦個人住民税の減免申請書の受理及び承認又は却下の決定並びにその通知 ⑧住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理 ⑨未申告者に対して現地調査を実施 ⑩他市課税であることが判明した場合の資料回送 ⑪賦課情報に基づく所得・課税証明書発行</p>
③システムの名称	個人住民税システム、課税原票管理システム、eLTAXシステム、国税連携システム、中間サーバー・ソフトウェア、統合宛名システム、申告受付システム、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル、確定申告書印刷ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項、同法別表 第24項 同法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1.2.3.4.5.7.11.13.15.20.28.37.39.42.48.49.53.55-2.57.58.59.63.65.66.69.73.75.76.81.83.84.86.87.88.89.90.91.92.96.98.106.108.115.112.124.125.129.130.132.137.138.140.141.142.144.147.151.152.155.156.158.160.161.143.164.165.166.167.168.169.170.171.172.173の項) 【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 課税課 市民税係
②所属長の役職名	課税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	朝霞市 市長公室 市政情報課 市政情報係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048-463-1759
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	朝霞市 総務部 課税課 市民税係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048-463-2852
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申告に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、各種システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードや静脈認証とパスワードによる二要素認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。各作業においては複数人での確認を行うようにしており、これらの対策により人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

平成28年4月1日	公表日	平成26年3月26日	平成28年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成28年4月22日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課税課長 安岡 誠治	課税課長 清水 豊	事後	人事異動による変更のため、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	公表日	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課税課長 清水 豊	課税課長 堤田 俊雄	事後	人事異動による変更のため、重要な変更には該当しない。
平成29年4月28日	II しきい値判断項目 1 対象人数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月28日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	<p><概要> 地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書を収集し、個人住民税を計算し賦課決定し、通知する。賦課決定に際し、又は賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定又は賦課更正を行う。 また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。</p>	<p><概要> 地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を用いた以下の事務を取り扱う。 住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書等の課税資料を収集し、個人住民税の計算・賦課決定を行い、通知する。賦課決定に際し、又は賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定又は賦課更正を行う。 また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。</p>	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

<p>平成29年4月28日</p>	<p>I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要</p>	<p><事務処理の流れ> ①納税義務者からの申告及び給与・年金支払者等による報告、届出等を受け付け内容確認 ②他自治体からの調査回答、朝霞市より他自治体へ税務調査実施 ③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ④住民登録外の課税に伴う他自治体への通知 ⑤個人住民税の減免申請書の受理及び承認または却下の決定並びにその通知 ⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書（給与所得者異動届出書等）の受理 ⑦未申告者に対して現地調査を実施 ⑧他市課税であることが判明した場合の資料回送 ⑨賦課情報に基づく所得・課税証明書発行</p>	<p><事務処理の流れ> ①納税義務者からの申告及び給与・年金支払者等による報告、届出等を受け付け内容確認 ②賦課に必要な情報（生活保護関係情報等）を照会し取得 ③住民登録が無い場合、情報を住基ネット経由で取得 ④他自治体からの調査回答、朝霞市より他自治体へ税務調査実施 ⑤個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ⑥住民登録外の課税に伴う他自治体への通知 ⑦個人住民税の減免申請書の受理及び承認または却下の決定並びにその通知 ⑧住民・給与支払者等からの各種申請・届出書（給与所得者異動届出書等）の受理 ⑨未申告者に対して現地調査を実施 ⑩他市課税であることが判明した場合の資料回送 ⑪賦課情報に基づく所得・課税証明書発行</p>		<p>重要な変更の対象である記載項目に該当しない。</p>
<p>平成29年4月28日</p>	<p>I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第1の16の項 並びに地方税法等</p>	<p>1. 番号法第9条第1項、第2項、第3項 別表第一第16項2. 番号法第19条第9号、第13号3. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p>		<p>重要な変更の対象である記載項目に該当しない。</p>
<p>平成29年4月28日</p>	<p>I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠</p>	<p>番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2（第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120項）並びに地方税法等</p>	<p>・番号法第19条第7号、第8号 別表第二（別表第二における情報提供の根拠）第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項）（別表第二における情報照会の根拠）第一欄（情報照会者）が「市町村長」、「都道府県知事」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（第27項、第28項）</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更の対象である記載項目に該当しない。</p>

平成30年4月1日	公表日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	公表日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課税課長 堤田 俊雄	総務部次長兼課税課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和2年4月1日	公表日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年4月1日	公表日	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

令和3年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号、第8号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)(別表第二における情報照会会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」、「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第27項、第28項)	・番号法第19条第7号、第8号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)(別表第二における情報照会会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」、「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第27項、第28項)	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	総務部次長兼課税課長	課税課長	事後	評価書の項目変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年9月1日	公表日	令和3年4月1日	令和3年9月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項、第2項、第3項 別表第一第16項2. 番号法第19条第9号、第13号3. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	1. 番号法第9条第1項、第2項、第3項 別表第一第16項2. 番号法第19条第10号、第14号3. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号、第8号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)(別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」、「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第27項、第28項)	・番号法第19条第8号、第9号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)(別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」、「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第27項、第28項)	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	公表日	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

令和4年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号、第9号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第39条の2, 第40条, 第43条, 第43条の3, 第43条の4, 第44条, 第44条の5, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2の2, 第59条の2の3, 第59条の3, 第59条の4) 【情報照会】 ・別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第27項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第20条)	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。	
令和5年4月1日	公表日	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	公表日	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	公表日	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和7年4月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和7年12月1日	公表日	令和7年4月1日	令和7年12月5日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	右記を追加	申告受付システム、、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理	事前	個人住民税申告の電化対応
令和7年12月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項、第2項、第3項 別表第一第16項2. 番号法第19条第10号、第14号3. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・番号法 第9条第1項、 同法別表 第24項 同法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

令和7年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、第9号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第39条の2, 第40条, 第43条, 第43条の3, 第43条の4, 第44条, 第44条の5, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2の2, 第59条の2の3, 第59条の3, 第59条の4) <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第27項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第20条) 	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1.2.3.4.5.7.11.13.15.20.28.37.39.42.48.49.53.55-2.57.58.59.63.65.66.69.73.75.76.81.83.84.86.87.88.89.90.91.92.96.98.106.108.115.112.124.125.129.130.132.137.138.140.141.142.144.147.151.152.155.156.158.160.161.143.164.165.166.167.168.169.170.171.172.173の項) <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項 	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年12月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和7年4月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年12月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和7年4月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和8年4月1日	公表日	令和7年12月5日	令和8年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和8年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和7年12月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和8年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和7年12月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。